

【表紙】

【提出書類】 公開買付報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成23年4月12日
【報告者の氏名又は名称】 / 1 住友商事株式会社
【報告者の住所又は所在地】 東京都中央区晴海一丁目8番11号
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 03 - 5166 - 3100
【事務連絡者氏名】 住友商事株式会社
広報部 報道チーム長 江中 一穂
【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】 同上
【最寄りの連絡場所】 同上
【電話番号】 同上
【事務連絡者氏名】 同上
[報告者の氏名又は名称] / 2 住商情報システム株式会社
[報告者の住所又は所在地] 東京都中央区晴海一丁目8番12号
[最寄りの連絡場所] 東京都江東区豊洲三丁目2番20号
[電話番号] 03 - 5166 - 1340
[事務連絡者氏名] 住商情報システム株式会社
取締役常務執行役員 福永 哲弥
[代理人の氏名又は名称] 該当事項はありません
[代理人の住所又は所在地] 同上
[最寄りの連絡場所] 同上
[電話番号] 同上
[事務連絡者氏名] 同上
【縦覧に供する場所】 住友商事株式会社
(東京都中央区晴海一丁目8番11号)
住商情報システム株式会社
(東京都江東区豊洲三丁目2番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、住友商事株式会社及び住商情報システム株式会社を総称して又は個別にいいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社CSKをいいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいいます。

- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語訳が作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社CSK

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

優先株式

平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたF種優先株式(以下「F種優先株式」といいます。)

新株予約権

イ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第6回新株予約権(以下「第6回新株予約権」といいます。)

ロ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第7回新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)

新株予約権付社債

イ 平成15年8月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

ロ 平成18年7月11日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された株式会社CSK130%コールオプション条項付第7回無担保転換社債型新株予約権付社債

(注1) 対象者は、上記以外に、以下の株券等を発行しております。

イ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたA種優先株式(以下「A種優先株式」といいます。)15,000株

ロ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたB種優先株式(以下「B種優先株式」といいます。)15,000株

ハ 平成21年9月8日開催の対象者取締役会及び平成21年9月29日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行されたE種優先株式(以下「E種優先株式」といいます。)5,000株

(注2) A種優先株式、B種優先株式及びE種優先株式については、いずれも、本公開買付けにおいて当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をそれぞれの発行済株式の全部を所有する者から受領しておりますので、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号の定める全部勧誘義務の対象外とすることができる株券等を規定した府令第5条第3項第2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はしてありません。

(注3) 第6回新株予約権の行使期間は、本公開買付けの決済の開始日よりも前の日である平成23年3月31日に満了するため、本公開買付けにおいては、第6回新株予約権の応募の受付は行いませんでした。なお、第6回新株予約権は、合同会社ACAインベストメンツ(以下「ACA I」といいます。)がその発行済新株予約権の全部を所有していましたが、ACA Iは、平成23年3月15日に第6回新株予約権の全部を行使し、当該行使により発行された対象者の普通株式24,000,000株を本公開買付けに応募しております。

(3) 【公開買付期間】

平成23年3月10日（木曜日）から平成23年4月11日（月曜日）まで(22営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（143,457,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（143,511,667株）が買付予定数の下限（143,457,300株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、F種優先株式には、平成25年3月以降F種優先株式1株につき普通株式10,000株の交付を請求できる取得請求権（以下「F種優先株式普通株式転換請求権」といいます。）が付されているため、上記の応募株券等の総数の算定においては、応募されたF種優先株式1株を普通株式10,000株とみなして計算しています。また、第7回新株予約権については、新株予約権の目的である株式の数が、1個当たり普通株式100株ですので、上記の応募株券等の総数の算定においては、応募された第7回新株予約権1個を100株として計算しております。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年4月12日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	普通株式 69,511,667 (株) F種優先株式 50,000,000 (株)	普通株式 69,511,667 (株) F種優先株式 50,000,000 (株)
新株予約権証券	24,000,000	24,000,000
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	143,511,667	143,511,667
(潜在株券等の数の合計)	(74,000,000)	(74,000,000)

(注) 本公開買付けに応募されたF種優先株式の数は5,000株でしたが、F種優先株式にはF種優先株式普通株式転換請求権が付されており、かつ、F種優先株式に係る株主は株主総会における議決権を有していないため、「株式に換算した応募数」及び「株式に換算した買付数」においては、応募されたF種優先株式1株を普通株式10,000株に換算した上で、潜在株券等の数に含まれるものとして記載しております。

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	1,435,116
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	740,000
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	500,000
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	500,000
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年9月30日現在)(個)(g)	1,246,201
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))\times 100)$ (%)	70.69

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)であるACAIが所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)」は、特別関係者であるACAIが保有するE種優先株式に付されている普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合に交付される予定の対象者普通株式の最大数(50,000,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成23年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書(以下「対象者第43期第3四半期報告書」といいます。)に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、また、第6回新株予約権については本公開買付け期間中に行使されたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の発行済普通株式総数(125,747,714株)から対象者第43期第3四半期報告書に記載された対象者が保有する平成22年12月31日現在の自己株式数(14,273株)を控除した株式数(125,733,441株)に係る議決権の数(1,257,334個)に、第6回新株予約権(240,000個)の行使により発行された対象者普通株式(24,000,000株)の議決権の数(240,000個)を加えた数である1,497,334個を「対象者の総株主等の議決権の数(g)」とし、「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」(740,000個)及び「dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)」(500,000個)を加えた2,737,334個を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。